

エコアクション 21 地域事務局さいたま 事務局運営要領

エコアクション 21 地域事務局さいたま

1. 目的

本事務局運営要領は、エコアクション 21 認証・登録制度を地域に普及させるため、エコアクション 21 地域事務局さいたま（以下「地域事務局」という。）が円滑に運用されることを目的として定める。

2. 体制

- (1) 地域事務局に、事務局責任者と事務局員若干名を配置する。
- (2) 地域事務局は諮問機関として地域運営委員会と地域判定委員会を設置する。
- (3) 地域運営委員会、地域判定委員会の委員は、一般社団法人埼玉県環境検査研究協会代表理事が委嘱する。

3. 名称、所在

地域事務局の名称は、「エコアクション 21 地域事務局さいたま」とし、一般社団法人埼玉県環境検査研究協会別館（埼玉県さいたま市大宮区上小町 1450 番地 11）に地域事務局の執務場所を設ける。

4. 業務

地域事務局は、次の業務を行う。

- (1) 地域におけるエコアクション 21 認証・登録制度を公正かつ円滑に運用するため、地域事務局エコアクション 21 認証・登録制度実施要領及びエコアクション 21 地域運営委員会、地域判定委員会規程その他必要な規程を策定する。
- (2) 毎事業年度ごとに、事業計画を策定し、中央事務局に報告する。
- (3) 毎事業年度終了ごとに、事業報告を作成し、中央事務局に報告する。
- (4) ホームページを開設し、地域事務局エコアクション 21 認証・登録制度実施要領、地域運営委員会、地域判定委員会規程、事業計画、事業報告、その他必要な情報等を公開する。
- (5) 事業者からのエコアクション 21 に関する相談等に対応する。
- (6) 事業者からの審査の申込を受け付ける。
- (7) 事業者の希望により、審査人を紹介または斡旋する。
- (8) 審査人より審査報告書等の送付を受ける。
- (9) 地域判定委員会を開催し、認証・登録の可否を判定する。
- (10) 判定結果を含め、事業者の認証・登録に必要な報告を中央事務局に対して行う。

- (11) エコアクション 21 制度の普及促進を図る。その際、地域事務局が実施するセミナー等については、地方公共団体の共催、後援等を得るよう努める。
- (12) 地域の審査人の能力向上を図るため必要な取組を行う。
- (13) 自治体イニシャティブ・プログラム、関係企業グリーン化プログラムの普及を図り、その事務局を勤める。
- (14) その他エコアクション 21 の普及促進等のために必要な業務を行い、中央事務局の指示に従う。

5. 機密の保持

地域事務局及びその関係者は、受審事業者及び認証・登録事業者について業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報（すでに事業者が公開している企業情報、中央事務局がホームページ上で公開する認証・登録関連情報及び環境活動レポートを除く）について、その管理を適切に行うとともに、その機密を保持し、これらを第三者へ開示しないよう配慮する。地域事務局としての認定が終了した後も、機密保持を継続する。

6. エコアクション 21 ロゴマークの使用

エコアクション 21 ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を使用する際は、次の事項を遵守する。

- (1) ロゴマークを第三者に譲渡又は貸与しない。
- (2) ロゴマークは、地域事務局のパンフレット、レターヘッド及び登録した事務局員の名刺等に表示する。
- (3) ロゴマークの使用については、「ロゴマーク使用規程」を遵守する。

7. 異議及び苦情の申し出

7-1 認定（認定の取り消しを含む）に係わる内容に対して異議又は苦情がある場合は、事由が発生した日より 45 日以内に中央事務局へ文書で申し出る。

7-2 前項の申し出に対する中央事務局の回答に異議がある場合は、再度申立を行う。

8. 要領の改廃

本事務局運営要領は、地域運営委員会において委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって改廃し、一般社団法人埼玉県環境検査研究協会代表理事の承認を得て施行する。

9. その他

本事務局運営要領は、平成 19 年 12 月 21 日から施行する。

本事務局運営要領は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

以上